

手続きの簡素化に関する通知関係文書

(平成 25 年 3 月 8 日～4 月 5 日までに発出されたもの)

I－② 土地収用手続きの効率化

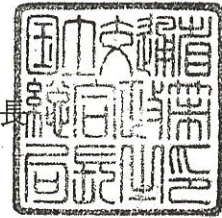


国総収第199号
平成25年4月5日

(起業者)

岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
東北地方整備局長 殿

国土交通省総合政策局長



東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域において多くの生命や財産が奪われた。国民の生活を支える公共インフラについても大きな被害を受けており、今後の被災地域の復興が迅速に進められるよう努める必要があるところである。

については、東日本大震災の被災地における公共用地の取得に当たっては、迅速に復興が進められるよう、下記事項に十分留意の上、土地収用制度を適切に活用されたい。

また、各県におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

記

一 事業認定手続について

(1) 申請準備作業の早期着手

起業者は、事業の優先順位等を勘案して、計画的に事業認定の申請を行うこと。具体的には、申請予定案件を整理するとともに、事業認定申請のために必要となる作業を勘案して、事業認定申請書類の準備に十分な時間を確保することができるよう、事業の完成時期等を見込んで早期に事業認定の申請の準備を

開始すること。

(2) 手続保留制度の活用

今後の復興関連事業の本格化に伴い、事務量の増加等の問題から事業認定後直ちにすべての用地取得を行うことが困難なことも予想されるので、そのようにやむを得ない場合は、起業者において適切な時期に事業認定の申請を行うことができるよう起業地の全部又は一部について裁決申請期限が猶予される手続保留制度（土地収用法第31条以下）を活用すること。

(3) 事業認定庁への情報提供及び事前相談の活用

被災地においては、緊急性の高い事業の申請が増大する見込みとなっていることから、事業認定庁の審査が円滑に進められるよう、申請予定案件について事業認定庁に前広に情報提供すること。

また、起業者は、過去に経験のない事業の申請をする場合等において、申請書類の作成に当たって不明な点がある場合等には、申請に先立って早い段階から事業認定庁に相談するなど、円滑に事業認定手続を進めるよう留意すること。

(4) 関係部局間の連絡調整

事業認定申請の準備段階においては、早期の事業認定申請を目指して、円滑に準備を進められるよう、事業実施担当部局及び用地担当部局等関係部局相互間の十分な連絡調整を図ること。また、収用を行った案件の蓄積により、それ以降の案件についてさらなる事務処理の円滑化が図られるようノウハウの共有に留意すること。

(5) 外部委託の活用

被災地の起業者においては、膨大な事業を担当し、行政事務を迅速に実施することが困難な状況にあると思われることから、今後、事業認定申請の増大が見込まれる場合には、外部委託になじむ部分については補償コンサルタントの活用等により事務負担の軽減を図ること。

(6) 研修・マニュアル等の活用

収用手続を円滑に進めていくに当たっては、担当職員の土地収用制度についての十分な理解が必要となるものであるから、マニュアルの活用を図るとともに、職員の指導、研修を適切に行うこととし、必要な場合には国土交通省に相談すること。

二 裁決手続について

(1) 収用委員会への情報提供

被災地においては、過去に例のない規模の事業認定件数が見込まれることから、各県の収用委員会に持ち込まれる案件の数も増加することが見込まれる。このため、裁決申請を予定している案件について早い段階から収用委員会事務局に情報提供を行うこととし、所有者不明の場合の取扱等裁決手続に関する懸念事項等がある場合には、あらかじめ収用委員会事務局に相談するなど、収用委員会における裁決手続が円滑に進められるよう留意すること。

三 その他

(1) 緊急使用制度の適切な活用

被災地において迅速に復旧・復興を進めるに当たって、緊急に施行する必要がある事業については、土地収用法第 122 条及び第 123 条による緊急使用制度が整備されているので、起業者において適切と判断される場合には、その積極的活用を図ること。

なお、第 122 条第 4 項の規定により、使用の期間は市町村長への通知から六か月を超えることができないこととされているが、やむを得ずこの期間を超えて土地を使用せざるを得ない場合は、期間の更新が否定されるものではないと考えられる。

(2) 事前説明会の開催

起業者は、土地収用法第 15 条の 14 に基づき事業認定の申請を行う前に事業の目的及び内容に関する説明会を開催することとされているが、法定の要件に留意しつつ、事業計画確定後に事業実施に当たって行われる説明会等と兼ねて開催するなどにより、事務負担の軽減と手続の迅速化を図ること。

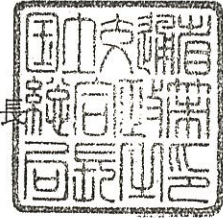


国総収第200号
平成25年4月5日

(事業認定庁)

岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
東北地方整備局長 殿

国土交通省総合政策局長



東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域において多くの生命や財産が奪われた。国民の生活を支える社会インフラについても大きな被害を受けており、今後の被災地域の復興が迅速に進められるよう努める必要があるところである。

については、貴職におかれても、下記の事項につきご留意の上、東日本大震災の被災地において、迅速な復興が進められるよう事業認定手続の円滑な進行の確保に努められたい。

なお、被災地における土地収用制度の活用については、起業者並びに岩手県、宮城県及び福島県の収用委員会会長あて併せて通知したところであり、参考までに添付する。

記

一 事業認定手続について

(1) 事前相談の活用

被災地においては、緊急性の高い事業が増大する見込みとなっていることから、審査予定案件を計画的に処理し、事業認定の審査手続が滞ることのないよう、事業認定庁は主要な起業者から事業認定申請予定案件を事業の早い段階か

ら積極的に把握するよう努めること。

(2) 審査の迅速化

緊急性の高い事業が増大する見込みとなっていることから、起業者の負担を軽減し、迅速に手続を進めていくため、申請に要する資料等については、事業の認定に当たって必要最小限となるよう、十分吟味すること。また、土地収用法第17条第3項により、申請書を受理してから処分までの期間について、三か月以内に処分を行うように努めることとされているが、審議会の開催を要する等の特段の事情がある場合を除き、二か月以内を目標とし迅速に処分を行うよう努めること。

(3) 被災状況等を踏まえた柔軟な審査

事業認定に係る審査に当たっては、東日本大震災による被害の状況等を踏まえて、事業の効果や早期施行の必要性を考慮するなど柔軟に審査を行うこと。

(4) 手続保留制度の活用

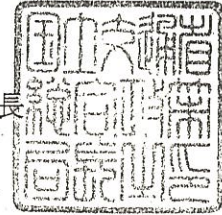
今後の復興関連事業の本格化に伴い、事務量の増加等の問題から事業認定後直ちにすべての用地取得を行うことが困難なことも予想されるので、そのようにやむを得ない場合は起業地の全部又は一部について手続保留制度（土地収用法第31条以下）を活用するよう起業者に対し通知したところであり、貴職におかれても適切にこれを運用すること。



国総収第201号
平成25年4月5日

岩手県収用委員会会長 殿
宮城県収用委員会会長 殿
福島県収用委員会会長 殿

国土交通省総合政策局長



東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域において多くの生命や財産が奪われた。国民の生活を支える社会インフラについても大きな被害を受けており、今後の被災地域の復興が迅速に進められるよう努める必要があるところである。

については、貴職におかれても、東日本大震災の被災地において、迅速な復興が進められるよう下記の事項につき御留意の上、適正な補償を確保しつつ、円滑な事務処理を図られるよう御配慮をお願いする。

なお、被災地における土地収用制度の活用については、起業者及び事業認定庁あて併せて通知したところであり、参考までに添付する。

記

一 収用裁決手続について

(1) 指名委員制度の活用

被災地における復興事業の増大により、集中的に案件が発生する可能性があるため、審理に必要な開催回数、時間等を確保し、一部の委員による審理進行が可能な指名委員制度（土地収用法第60条の2）等の活用により、円滑な審理の進行を図ること。

(2) 収用委員会事務局の強化

指名委員制度の活用等により円滑な事務処理を図るため、収用委員会事務局において十分な人員を確保するとともに、関係方面からの情報収集等により機動的な対応が可能となる体制の整備を図ること。

(3) 不明裁決の活用

被災地においては、災害による被害により所有者不明の土地等が見込まれることから、所有者不明の場合には、不明裁決（土地収用法第48条第4項ただし書等）が適切に活用されるようにすること。また、起業者において不明裁決の取扱いについて疑義が生じることのないよう、必要に応じあらかじめ起業者からの問い合わせに応じるなど不明裁決が円滑に活用されるようにすること。

(4) 裁決手続の迅速化

緊急性の高い事業が増大する見込みとなっていることから、起業者の負担を軽減し、迅速に手続を進めていくため、申請に要する資料等については、受理に当たって必要最小限となるよう、十分吟味すること。また、申請に当たり起業者からの問い合わせに応じるなど裁決手続の迅速化に努めること。

二 その他

(1) 緊急使用制度の適切な活用

被災地において迅速に復旧・復興を進めるに当たって、事業を緊急に施行する必要がある場合については、土地収用法上、緊急使用制度が整備されているので、第123条の規定により、起業者の申立により、収用委員会において適切と判断される場合に、適切に使用を許可することとし、起業者において緊急使用制度を適切に活用することができるよう取り計らうこと。